三豊市議会手話通訳実施規程

（趣旨）

第１条　この告示は、開かれた議会を実現するため、聴覚、音声又は言語機能に障がいのある者（以下「聴覚障がい者等」という。）が傍聴を希望する際に、手話通訳を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（手話通訳の実施会議）

第２条　手話通訳を行う会議は、本会議とする。

（手話通訳対象者）

第３条　手話通訳の対象者は、聴覚障がい者等であって前条の会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）とする。

（手話通訳の申込み）

第４条　手話通訳による傍聴希望者は、手話通訳申込書（別記様式）に必要事項を記入し、傍聴しようとする会議が開かれる日の７日前までに議長へ提出しなければならない。

（手話通訳の変更又は取消し）

第５条　傍聴希望者は、手話通訳の申込み内容を変更又は取消しする場合は、速やかに議長へ変更又は取消し内容を申し出なければならない。

（手話通訳者の配置）

第６条　議長は、第４条の手話通訳申込書を受理したときは、手話通訳に必要な人員を傍聴席に配置するものとする。ただし、やむを得ない理由により配置できないときは、速やかにその旨を傍聴希望者に通知しなければならない。

（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、聴覚障がい者等に対する手話通訳の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別記様式（第４条関係）

手話通訳申込書

令和　　年　　月　　日

三豊市議会議長　様

申込者（傍聴者本人・代理人）

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

三豊市議会手話通訳実施規程第４条の規定により、下記のとおり申込みます。

傍聴予定日時	令和　　年　　月　　日 時　　分　～　　時　　分	
傍聴予定人数	人	
連絡方法 （いずれかにご記入下さい）	FAX	
	Ｅメール	
	TEL	
その他		

※この申込書は、傍聴予定日の７日前までにご提出ください。

※申込みをされても、やむを得ない理由により手話通訳者を配置できない場合があります。

※連絡方法でＥメールを希望された場合は、city.mitoyo.lg.jp ドメインから送信されたメールを受信できるように設定してください。

※申込み内容を変更又は取消す場合は、その旨を速やかにご連絡願います。